



# ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

**Q** パソコンが得意な社員が情報処理の資格を取りたいと言っています。何か利用できる制度がありますか？

**A** 「教育訓練給付」という制度があり、資格をとる場合の良いサポートになると思います。

この制度は、雇用保険に加入している従業員の中長期的なキャリア育成を支援するため、専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する口座を受講する場合に、受講費用を給付してくれるものです。教育訓練経費の2割相当(上限10万円まで)の受給でしたが、平成26年10月1日から次のように拡充されます。

- ①受講費用の4割を受給できる。
- ②資格取得によって就職に結びついた場合には受講費用の2割を追加して受給できる。
- ③1年間の給付額は48万円を上限とする。
- ④給付期間は原則2年。資格につながる場合は最大3年。

えっ、そんな良い制度があったの？と知らなかった方も多いと思います。ただし、受給できるのは、雇用保険に一般被保険者として加入している期間が2年以上必要で、2回目以降は10年以上の被保険者期間が必要です。

支給対象となる教育訓練経費とは、教育訓練の受講に必要な入学金及び受講料(最大1年分)のほか受講に必要な教科書代は含まれていますが、検定試験受講料、補講費、交通費、パソコン等機材は含まれません。

申請手続きとしては、教育訓練を受講した本人が受講終了後、原則として終了日の翌日から1か月以内に住所地を管轄するハローワークに必要な書類を提出してください。

また、「教育訓練支援給付金」が創設され、45歳未満の離職者がこの教育訓練を受講する場合、基本手当の半額を受給できます。(平成30年までの暫定措置)

**Q** 最近当社へ就職した人が、再就職手当が多くもらえるようになって助かったと聞きました。再就職すればどれくらいもらえるのでしょうか？

**A** 私もいわゆる失業保険をもらったことがなく(本当はもらったのかもしれませんが退職した会社も教えてくれず、自分でも調べることもしませんでした)このお仕事をしてから色々と知りました。

雇用保険は失業している期間に給付を受けることができる、国のセーフティネットです。

平成26年4月1日より下記のとおり就職促進手当(再就職手当)が拡充されました。

失業給付をまだもらえるにも係らず早期に再就職した場合、基本手当の残日数の5割~6割を一時金として受給できますが、さらに離職前の賃金と比べて再就職後の賃金が低下した場合、6ヶ月間その職場に在籍することを条件に、基本手当の残日数の4割を上限として、低下した6ヶ月分を一時金として追加的に受給できます。

その他、解雇や雇止めによって退職を余儀なくされた場合の給付日数が平成25年度末までの暫定措置の延長がさらに3年間延長されます。

具体的には、「個別延長給付」と言って、解雇や雇止めによる離職者(自己都合退職は除く)について、年齢(45歳未満)や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長されます。「特に誠実かつ熱心に求職活動を行っていること」や「再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた人」が対象となります。

様々な制度がありますから、ぜひ活用していただきたいですね!!

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980